

改定前	改定後
<p><u>第3条（連帯保証人予定者）</u></p> <p><u>1.連帯保証人予定者は、本制度に関わる一切の債務（以下「主たる債務」という）を保証し、会員と連帯して履行する責任を負うものとします。</u></p> <p><u>2.連帯保証人予定者の前項による保証債務の限度額（以下「保証限度額」という）は、金 20,000,000 円とします。</u></p> <p><u>3.連帯保証人予定者は、前項に定める保証限度額が変更される場合があることに承諾します。変更後の保証限度額は、会社が別途通知するものとします。</u></p> <p><u>4.会員は、次の事項にかかる情報を連帯保証人予定者に提供していること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないことを、会社に対して表明及び保証します。</u></p> <p><u>①会員の財産及び収支の状況</u></p> <p><u>②主たる債務以外に負担している会員の債務の有無並びにその額及び履行状況</u></p> <p><u>③主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容</u></p> <p><u>5.連帯保証人予定者は、会社に対し、本契約締結までに、会員から、前項各号の事項にかかる情報提供を受けたことを表明及び保証します。</u></p> <p><u>6.会社が連帯保証人予定者のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、会員及び他の連帯保証人予定者に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。</u></p> <p><u>7.連帯保証人予定者が保証債務を履行した場合、連帯保証人予定者は、本規約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務すべてが弁済されるまで、書面による会社の事前の承諾がなければ会社の権利に代位しません。</u></p> <p><u>8.連帯保証人予定者は、会社が他の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。</u></p> <p><u>9.会員は、会社が連帯保証人予定者に対して、会員の会社に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p>第 7 条 (利用代金の決済及び遅延損害金)</p> <p>1. 会員は、会社が表記締切日に締め切り計算した利用代金を、会員が届け出た表記金融機関の預金口座からの自動振替により、<u>表記のお支払日</u>（金融機関休業日の場合は翌営業日、以下「支払期日」という）に一括で会社に支払うものとします。</p> <p>2. 会社は、毎月の支払に係わる利用代金明細書を支払期日までに会員の届出住所あてに送付し通知します。</p> <p>3. 会員が支払期日に支払を遅滞した場合には、その翌日から完済に至るまで、当該金額につき年 <u>20.0%</u>の割合の遅延損害金を付加して会社に支払うものとします。</p>	<p>第 6 条 (利用代金の決済及び遅延損害金)</p> <p>1. 会員は、会社が表記締切日に締め切り計算した利用代金を、会員が届け出た表記金融機関の預金口座からの自動振替により、<u>所定のお支払日</u>（<u>27 日</u>、尚金融機関休業日の場合は翌営業日、以下「支払期日」という）に一括で会社に支払うものとします。</p> <p>2. 会社は、毎月の支払に係わる利用代金明細書を支払期日までに会員の届出住所あてに送付し通知します。</p> <p>3. 会員が支払期日に支払を遅滞した場合には、その翌日から完済に至るまで、当該金額につき年 <u>14.6%</u>の割合の遅延損害金を付加して会社に支払うものとします。</p>
<p>第 12 条 (公租公課・費用等の負担)</p> <p>1. 会員は、名義のいかんにかかわらず、商品等の取得・所有・保有・使用及び提供を受ける役務、並びに本制度の利用及び本規約に基づく費用に係る一切の公租公課（消費税等を含む。以下同じ）を負担するものとします。また、公租公課に変更されたときは、変更後の公租公課を負担するものとします。</p> <p>2. 会員は、会社が商品等を引き取ったことにより会社から支払を受ける消費税がある場合には、その消費税相当額を会社が会員の債務の内金弁済として任意に充当することに同意します。</p> <p>3. 会員は次の費用を負担します。</p> <p>①会員が会社に対する支払に要する送金手数料等。</p> <p>②会員が支払を遅滞したことにより、会社が再度金融機関に口座振替等の手続をしたとき又は会社が会員に振込用紙を送付したときは、各手続 1 回につき <u>330 円</u>（税込）。</p> <p>③会員が支払を遅滞等、会員の責めに帰すべき事由により、会社が訪問集金をしたときは、1 回につき <u>1,100 円</u>（税込）。</p> <p>④会社が会員又は連帯保証人予定者に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した実費。</p>	<p>第 11 条 (公租公課・費用等の負担)</p> <p>1. 会員は、名義のいかんにかかわらず、商品等の取得・所有・保有・使用及び提供を受ける役務、並びに本制度の利用及び本規約に基づく費用に係る一切の公租公課（消費税等を含む。以下同じ）を負担するものとします。また、公租公課に変更されたときは、変更後の公租公課を負担するものとします。</p> <p>2. 会員は、会社が商品等を引き取ったことにより会社から支払を受ける消費税がある場合には、その消費税相当額を会社が会員の債務の内金弁済として任意に充当することに同意します。</p> <p>3. 会員は次の費用を負担します。</p> <p>①会員が会社に対する支払に要する送金手数料等。</p> <p>②会員が支払を遅滞したことにより、会社が再度金融機関に口座振替等の手続をしたとき又は会社が会員に振込用紙を送付したときは、各手続 1 回につき <u>210 円</u>（税込）。</p> <p>③会員が支払を遅滞等、会員の責めに帰すべき事由により、会社が訪問集金をしたときは、1 回につき <u>1,100 円</u>（税込）。</p> <p>④会社が会員に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した実費。</p>
<p>第 14 条 (報告及び調査)</p> <p>1. 会員及び連帯保証人予定者は、財産・経営状況について会社から請求があったときは、直ちに報告し、又は調査に必要な便宜を提供するものとします。</p> <p>2. 会員及び連帯保証人予定者は、財産、経営状況について重大な変化が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、会社から請求がなくても、会社に対し直ちに報告するものとします。</p>	<p>第 13 条 (報告及び調査)</p> <p>1. 会員は、財産・経営状況について会社から請求があったときは、直ちに報告し、又は調査に必要な便宜を提供するものとします。</p> <p>2. 会員は、財産、経営状況について重大な変化が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、会社から請求がなくても、会社に対し直ちに報告するものとします。</p>

<p>ものとします。</p>	
<p><u>第 16 条（債権譲渡）</u> <u>会員及び連帯保証人予定者は、入会契約成立後、契約に基づく会社の一切の債権を、会社が金融機関、その他第三者に担保として提供し、あるいは譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。</u></p>	<p><u>第 15 条（債権譲渡）</u> <u>会員は、入会契約成立後、契約に基づく会社の一切の債権を、会社が金融機関、その他第三者に担保として提供し、あるいは譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。</u></p>
<p><u>第 19 条（合意管轄裁判所）</u> <u>会員は、本規約に基づく取引について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会社の本社、支店、営業所、センターの所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。</u></p>	<p><u>第 18 条（合意管轄裁判所）</u> <u>会員は、本規約に基づく取引について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、<u>会員の所在地</u>、会社の本社、支店、営業所、センターの所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。</u></p>
<p><u>第 20 条（規約の変更）</u> <u>会社は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、会社のホームページに公表その他相当の方法で会員に周知することにより、本規約を変更できるものとします。ただし、利用限度額の増減額等、諸条件の変更に関し通知・公表の有無・方法が定められている場合、その条項に従うものとします。</u></p>	<p><u>第 19 条（規約の変更）</u> <u>会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、予め効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で私に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。</u> <u>① 変更の内容が私の一般の利益に適合するとき。</u> <u>② 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u> <u>(2) 会社は、予め変更後の内容を会社ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により私に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に私が本規約に係る取引を行ったときは、私は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。</u></p>

第 21 条（反社会的勢力との取引の排除） 1. 会員（本条においては入会申込者を含む）及び連帯保証人 予定者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。①暴力団。②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者。③暴力団準構成員。④暴力団関係企業。⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等。⑥前各号の共生者。⑦その他前各号に準ずる者。2. 会員及び連帯保証人 予定者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。3. 会社は、会員及び連帯保証人 予定者が第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、会社と会員及び連帯保証人 とのその他の取引についても通知・催告等をせずに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします。

第 20 条（反社会的勢力との取引の排除） 1. 会員（本条においては入会申込者を含む）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。①暴力団。②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者。③暴力団準構成員。④暴力団関係企業。⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等。⑥前各号の共生者。⑦その他前各号に準ずる者。2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。3. 会社は、会員が第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、会社と会員とのその他の取引についても通知・催告等をせずに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします。

第 22 条（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止）

1. 会員（本条においては入会申込者を含む）及び連帯保証人予定者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①テロリスト等、日本政府または外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者

②その他前号に準ずる者

2. 会員及び連帯保証人予定者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

①マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると疑われる行為

②その他前号に準ずる行為

3. 会社は、会員及び連帯保証人予定者の情報並びに具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができます。会員及び連帯保証人予定者から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合には、本制度の利用を一時的に停止することができるものとします。

4. 前項の求めに対する会員及び連帯保証人予定者の回答、具体的な利用内容、会員及び連帯保証人予定者の説明内容並びにその他の事情を考慮して、会社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本制度の利用を一時的に停止することができるものとします。

5. 前二項の定めによる本制度の利用の一時的な停止は、会員及び連帯保証人予定者からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと会社が認める場合、会社は利用の停止を解除するものとします。

6. 会社は、会員及び連帯保証人予定者が第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第 1 項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は本制度その他の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせずに会員資格を取り消し、又は解除するこ

第 21 条（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止）

1. 会員（本条においては入会申込者を含む）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①テロリスト等、日本政府または外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者

②その他前号に準ずる者

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

①マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると疑われる行為

②その他前号に準ずる行為

3. 会社は、会員の情報並びに具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができます。会員から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合には、本制度の利用を一時的に停止することができるものとします。

4. 前項の求めに対する会員の回答、具体的な利用内容、会員の説明内容並びにその他の事情を考慮して、会社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本制度の利用を一時的に停止することができるものとします。

5. 前二項の定めによる本制度の利用の一時的な停止は、会員からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと会社が認める場合、会社は利用の停止を解除するものとします。

6. 会社は、会員が第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第 1 項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は本制度その他の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせずに会員資格を取り消し、又は解除するものとします。

とができるものとします。